第18号議案

小城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

小城市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年小城市教育委員会規則 第5号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 9 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市教育委員会事務局組織規則第3条分掌事務において、不適切な表現があるため、小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年小城市教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表生涯学習課の部社会教育係の項中「社会人権・同和」を「社会人権・同和教育」に改め、同表文化課の部文化財保護係の項中「啓蒙」を「啓発」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正後(案)			
(分掌事務)				(分掌事務)		
第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。			ŝ	第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。		
課名	係名	分掌事務		課名	係名	分掌事務
生涯学習課	社会教育係	(1) 社会教育委員会に関すること。		生涯学習課	社会教育係	(1) 社会教育委員会に関すること。
		(2) 社会教育施設等の設置、管理及び廃止に				(2) 社会教育施設等の設置、管理及び廃止に
		関すること。				関すること。
		(3) 社会教育施設等の庶務に関すること。				(3) 社会教育施設等の庶務に関すること。
		(4) 社会教育及び生涯学習に関すること。				(4) 社会教育及び生涯学習に関すること。
		(5) 社会教育諸団体及び生涯学習推進諸団体				(5) 社会教育諸団体及び生涯学習推進諸団体
		に関すること。				に関すること。
		(6) 生涯学習基本計画の整備及び推進に関す				(6) 生涯学習基本計画の整備及び推進に関す
		ること。				ること。
		(7) 青少年の健全育成に関すること。				(7) 青少年の健全育成に関すること。
		(8) 社会人権・同和に関すること。				(8) <u>社会人権・同和<mark>教育</mark>に関すること。</u>
		(9) 視聴覚教育に関すること。				(9) 視聴覚教育に関すること。
		(10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習に				(10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習に
		関すること。				関すること。
文化課	文化財保護係	(1) 小城市指定文化財の保存、調査及び活用		文化課	文化財保護係	(1) 小城市指定文化財の保存、調査及び活用
		に関すること。				に関すること。
		(2) 埋蔵文化財に関すること。				(2) 埋蔵文化財に関すること。
		(3) 文化財の指定及び管理に関すること。				(3) 文化財の指定及び管理に関すること。
		(4) 文化財愛護意識の普及及び <u>啓蒙</u> に関する				(4) 文化財愛護意識の普及及び <mark>啓発</mark> に関する
		こと。				こと。
		(5) 文化財保護審議会に関すること。				(5) 文化財保護審議会に関すること。
		(6) 文化財事務の委任に関すること。				(6) 文化財事務の委任に関すること。